

放課後児童支援員・放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員
職務内容	・ 公立学童保育室の業務全般及び児童の活動支援 ・ 学童保育室運営に係る業務（研修受講、職員会議、合同保育及び延長保育等） ・ 児童センター運営に係る業務補助（イベントの実施等）
募集人数	藤田・前原学童保育室 1名
勤務場所	藤田学童保育室（所在地：本庄市牧西1171番地 藤田小学校内） 前原学童保育室（所在地：本庄市前原1丁目4番13号 前原児童センター内） ※藤田と前原両方の学童保育室に勤務となります。 ※土曜日やお盆休み等は合同保育を行うため、前原学童保育室に勤務となります。 ※勤務場所以外の公立学童保育室及び市児童センター業務の補助をしていただく場合があります。その場合、勤務時間はそれぞれの勤務場所の条件となります。
受験資格	必要な免許・資格等：普通自動車運転免許 ※必須ではありませんが、以下のいずれかの資格又は技能の保有者及び経験者を優先します。 放課後児童支援員、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童厚生員 Word・Excelの基本的な操作技能 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	○学校長期休業中（夏季7月21日～8月26日、冬季12月25日～1月7日、春季3月27日～3月31日）の場合 勤務日数：週4～5日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務） 勤務時間：午前8時から午後7時までの間で5～7時間程度 ○学校長期休業期間以外（勤務日は前月に調整の上、シフト出勤となります）の場合 勤務日数：月4～10日程度勤務 勤務時間：【平日】午後1時から午後7時までの間で5時間程度

	【土曜日】午前８時から午後１時１５分または午後１時から午後７時 ※最大７時間（６時間を超える場合は休憩６０分） 必要に応じて、日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日及び時間に勤務所定労働時間を超える労働 有
任用期間	令和７年７月１日以降採用された日から令和８年３月３１日まで
給与	○初任給 大学卒 時間額 １,３８２円～ 短大卒 時間額 １,３０４円～ 高校卒 時間額 １,２２１円～ ※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月２１日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	補償制度

２ 申込手続等

受付期間	令和７年６月５日（木）から採用者が決まるまで（日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付し、有資格者は資格証の写しを添付の上、受付期間内に以下へ持参又は郵送（必着）してください。「電子申請・届出サービス 本庄市オンライン窓口」により電子申請も受け付けています。なお、申込時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。 〒３６７－００４７ 本庄市前原１丁目４番１３号 前原児童センター 受付時間：午前９時～午後５時１５分（日・祝日を除く。） 電子申請期限：上記の受付開始日から採用者が決まるまで ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、前原児童センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和７年６月５日（木）から採用者が決まるまで（土を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、申込書受付時にお知らせします。）
結果通知発送日	面接終了後１０日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合

	・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不適當と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和8年3月31日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。
--	--

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市保健部子育て支援課前原児童センター係 電話：0495-21-9820

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160